

下級官人と月借錢
——宝亀年間の一切経写経事業を中心に——

市川 理恵

正倉院文書には、宝亀年間（770～780）の月借錢解が百通近く残っている。その内容は、写経生（経師・装潢・校生など）が、写経所に対して借錢を申請するものであり、彼らは布施（給料）や家や口分田（水田）を質に入れ、時には保証人も置いて高利の月借錢を借りている。

月借錢を借りた写経生は下級官人と呼ばれる人々であった。下級官人は古代国家の支配者層に属しているものの、五位以上の位階を持つ貴族とは隔絶した待遇上の差が設けられており、彼らは数十年勤務しても、その位階は六位以下に留まっていた。このように下級官人はその待遇において貴族に虐げられた人々であった。そしてこの月借錢解の存在から、彼らが困窮しており、高利の月借錢を借りなければ生活が成り立たない状態であったと考えられてきた。

しかし本研究では、下級官人が生活困窮者であったのか再検討する。まず宝亀年間の一切経写経事業を捉え直し、その政治的意義をあきらかにする。そして写経所が月借錢を運用した背景を考察し、さらに下級官人の私的な経済活動の実態を調査する。その上で月借錢を貸す写経所と、借りる下級官人の双方の事情を解明し、下級官人にとって月借錢が如何なる存在であったのかを論じる。